

気候変動適応産地づくり総合対策事業（案）

（気候変動に対応した生産資材導入等の支援）

1 事業目的

近年の気候変動による気温の上昇は、農作物の品質や収量の低下など深刻な影響を及ぼしており、本県農産物の高品質・安定生産を維持していくためには、これらの影響を回避、軽減していくことが喫緊の課題となっている。

そこで、高温対策技術を産地に速やかに導入するため、効果が確認された対策技術に必要な機械・施設や生産資材の導入を支援し、収量・品質の低下を軽減することで、生産者が安心して農業を継続できる環境を構築する。

2 事業実施期間 令和9年度

3 事業の内容

事業主体 (事業実施主体)	事業内容	補助率
市町 (JA等)	気候変動（高温対策）に適応した栽培体系の見直しや、新たな栽培技術の導入に必要な機械・施設及び資材の導入を支援。 (1) 遮光・遮熱 強日射防止、昇温抑制のための生産資材 (2) 換気・空気冷却 昇温抑制に必要な機械・施設等 (3) 水管理 用水、かん水に係る機械・施設 (4) 土壌管理 地温抑制等に必要な資材 生育状況に応じた施肥管理に必要な機械 (5) その他 高温対策技術として認められる機械・施設及び資材 ※事業要件 次に掲げるすべての要件を満たすこと ○県振興計画（①米・麦・大豆生産振興ビジョン、②果樹農業振興計画、③野菜・花き振興計画）で振興品目として位置づけられた品目であること。 ○研究機関等で開発された技術や実証結果により、高温障害の回避・軽減が明らかな機械・施設及び生産資材を導入すること。 ○受益農家は3戸以上（産地内で振興品目を栽培する者）	県 1/3 以内